

第60回長崎大学学長選考会議議事要旨

- 1 日 時 令和3年7月27日（火）15：50～16：40
- 2 場 所 長崎大学事務局第3会議室（一部委員は執務室等からwebで出席）
- 3 議 事

(1) 国立大学法人法の一部を改正する法律への対応について

議長から、前回開催の学長選考会議において報告した国立大学法人法の一部を改正する法律案について、令和3年5月21日付で公布された旨説明があった。

続いて、議長の求めにより、学内委員である理事（総務担当）から、法律の概要とその対応の方向性について、資料2から資料2参考2に基づき説明があり、学長選考会議の権限の追加等に関し法律の改正に沿って関係規則の改正手続を進めることが、審議の結果、了承された。

また、学長等選考・監察会議の委員に理事が教育研究評議会において選出された場合のみ委員になることができることについては、大学の運営や制度に精通している理事の学長等選考・監察会議への参加が必要であることから、委員からの意見等を踏まえ、理事のオブザーバー参加を可能とする申合せ等の素案を作成し、次回開催の学長選考会議で審議することとなった。

(2) 学長の業務執行状況の確認について

議長から、現学長の業務執行状況の確認に関し、実施の方法を検討する必要がある旨説明があった。

続いて、議長の求めにより、理事（総務担当）から、前回の実施状況と、前回と同様の方針で実施する場合の案について、資料3-1及び資料3-2に基づき説明があり、審議の結果、前回と同様の方針で就任後1年6か月後に業務執行状況の確認を実施することが了承された。具体的な実施のスケジュールについては、学長と調整のうえ、決定していくこととなった。

(3) 学長の再任審査の実施について

議長から、平成31年3月開催の学長選考会議において再確認された次期学長の任期に関し、就任4年目に他の候補者を立てずに再任審査を実施することについて、再任審査の実施に関する取り決めが定められていないことから、その対応が必要となる旨説明があった。

続いて、議長の求めにより、理事（総務担当）から、これまでの経緯と、今後必要となる対応（再任審査を実施する旨の取り決めの規則化、再任審査にあたっての具体的な手続きの検討、再任審査と学長選考のスケジュールの検討、当初4年・再任2年の任期における業務執行状況の確認の検討）について、資料4-1から資料4-3に基づき説明があり、審議の結果、先に再任審査を実施する旨の取り決めの規則化を進めることが了承された。

4 報告事項

(1) 国立大学法人ガバナンス・コードへの適合状況等の公表について

議長の求めにより，理事（総務担当）から本年10月1日を基準日とし，本年10月末日までに公表することとされている学長選考会議にかかる国立大学法人ガバナンス・コードの現時点での適合状況について，資料5-1から資料5-4に基づき報告があった。文部科学省から示された事例及び経営協議会での意見を踏まえ，記載する旨説明があった。

(以 上)